

商品概要説明書

(令和2年3月25日現在)

項目	内容
商品名	・当座預金
販売対象	・個人および法人
期間	・定めはありません。
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入できます。 ・1円以上 ・1円
払戻方法	・随時払い戻しします。 ただし、手形・小切手による払い戻しとします。
利息	・無利息です。
手数料	・手形用紙、小切手用紙の発行については当組合所定の手数料をいただきます。
付加できる特約	・当座貸越契約を付加することができます。
中途解約時の取扱い	—
税金	—
金利情報	—
苦情処理措置 ・紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または総務部にお申し出ください。 【新潟県信用組合総務部】 025-228-4111 受付日 : 月曜日～金曜日(祝日および当組合の休業日は除く) 受付時間: 午前9時～午後5時 なお、苦情等対応手続については、別途ご案内を用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.niigata-kenshin.co.jp/



新潟県信用組合

当座預金

商品概要説明書

(令和2年3月25日現在)

項 目	内 容
<p>苦情処理措置 ・紛争解決措置</p>	<p>・紛争解決措置 新潟県弁護士会 示談あっせんセンター (電話：025-222-5533) 東京弁護士会 紛争解決センター (電話：03-3581-0031) 第一東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3595-8588) 第二東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3581-2249)</p> <p>で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部、新潟県信用組合協会またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地お客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手順を進める方法もあります。</p> <p>①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</p> <p>※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p> <p>【新潟県信用組合協会】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：025-247-7433 住 所：〒950-0088 新潟市中央区万代1-1-28（信用組合会館2階）</p> <p>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：03-3567-2456 住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 （全国信用組合会館内）</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<p>・口座の開設にあたっては、当組合の審査を受ける必要があります。（口座開設の申出に応じられない場合があります。）</p>
<p>預金保険制度</p>	<p>・全額預金保険の対象となります。</p>



新潟県信用組合

当座預金